



414
A 734



日本内國制外之権理

内國制外之権理ト云ハ其地在内國
外之人自其之法別ニ周ラ各自
裁判ナリ置テ于裁判上法制
海ニモハ皆自由ニ公使官事務スルヲ
得ル等々一事を以テ五港ニ開市
場終ヨ民刑共ニ各其ノ法ニ陪
裁判スルノ権理ヲ現在ニ條約ニ依リ
各其領事官付与シタル特許ナリ
此特権ハ二十年前和親條約ニ初

大正十一年四月
大隈公爵邸
寄贈



一時に保衛トシテ
其外に人其多ク地内子限リ許セシモノ
ト欲スルノ時ニ當リ又其特許ヲ
擴充シテ全國ニ及ボカレ奉リテ
請求スルハ則ち自國ノ臣民ニ其國子
於て自國ノ得べき權限ヲ棄テヨト之ヲ
當タル人氏ニ對シテ公然請求スル
ノ義ニ由リ實ニ其君ト謂ヘシ今之
件スハ其子其年上ニ關係スルノ事

ナラス外に其人ニ其國權ヲ侵削スル
為メ其臣民ニ其國權ヲ侵削スル
不一のナリ而モ其請求スベカラザルモノ
ヲ以テ方今開化ニ進出シ不日其
國自ラ其威權ヲ張ルベキ勢アルモノ
對シテ強クスルハ其國權ヲ侵削スルモノ
ト其國權ハ日々侵削スルニ至ルベキ
事況シテ其國權ヲ侵削スルモノ
其國權ヲ侵削スルモノハ其國權ヲ侵削
シテ其國權ヲ侵削スルモノハ其國權ヲ侵削

以內他に訪りスルヲ得セシムルヲ例
トスね、其好状善良を以て外子人
ハ認む内地に入ルヲ得タリ此特許ハ
條約由準據シテ然スルコトアラス蓋シ
政府の好テ之ヲ付与スル所ノ特許ナリ
而シテ之ヲ付与スルモノハ他ナシ然
状正シキ外子人ヲシテコトニ訪行セシム
以テ内子人民相不年外夷ナリト
想像スル所ニ疑團ヲ氷解シ後テ
外子人民ノ内地に入ルヤ一服ノ人氏

ヲシテ輕蔑セシメス安んじナラシメシヲ
要スルニ政府ハ終始注意セルコトアリ
抑皇王令他ヲ通シテ其後ヲ開
クハ日本政府并外子政府共ニ同
ニト見ユ惟然日本ノ方ニ向テ急
遽ニ政外人ノ内地に入込トキハ未タ
曾テ其人ヲ見ガレ民ニ對シテ更ニ
保護ノ方法ヲ設キセガレハカラス而テ
其行ハルベキニ時機ト方法トに於テ
斟酌考費スルカ爲メ之ヲ政外人

とて已に怒りて比較スレハ日弁人ノ方ハ
御お是々こゝにて行豫スル不アルベシ
日弁之四宗況之付は程記載セシ後
條巧玉公侵等一曰之わ為之付得
説ヲ得たり之をわ為タルヤチヤ却病
治法ヲ勸搖シ活流タル人民之不和
合ヲ生シタル由ヨリ之を原由ヨリ
新年ノ日之を玉公侵等
壬寅之并得シテ後何ヲホブルヲ例ト
セリ然ルニ本年ハ例年ト連ヒ多ク

公侵等 但今有るは侵等 是迄格別
意ヲ以テ許サレタル内ハ別外之権理ヲ
全玉之及ス事ヲ法求スルノ者也
天向之ハ皇王セシ極ナリ然ハ公侵ホ在氣
ニテノ月ラテ之をノ保護年付過
多培ル君主之對シ最不程且輕蔑
ナリ初ノ如キ多敷クハ西海
者玉之為出ス時ハ速ニ海兵の往來
自形ヲ復シ之をノ政射ヲ重ナニ
海物ヲ取ルハ尚然タルベシ況年外移者

こま入ルバキ者も、規ヲ退ハス殊ニ
禮ヲ失ヒテ重キト云君位ニ得フニ
リ重テ内外不致之間ニアリテ法ヲ
施リスルヲ好官ニ於テ女等黨等
ニ不為ニ付國威ヲ以テ拒マガルヲ得ス
能ハズ現存ニ健好ニ一時依ルノ論アル
事ハ尚然ニシテサシモ驚クベキ事ニ
アラズ為文ノ如キ不為ハ素ヨリ偏頗
ニシテ勿キ人ハ百端ヲ望ミ之ニ代ルベキ
事ヲナサス所ニ今日ニ至ツテハ昔日ノ如

至極セントスルノ事田舎ヲ移フ時子
アラズ依令政ヲ行テハ恩惠ニ意
アリト重氏一解ノ正理并美玉ニ法
同精理ニ欠ケタルモノ、如キ偏頗ナル
法亦ハ管見ノモノニ於テサシク論ス
ルモノアレ氏國威ニ對シ能ハザル
トコロナリ



六
雅
省